

## 宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	障害福祉課
事業番号	2-1	事務事業名	重度障害者福祉タクシー料金等助成事業

対応方針	見 直 し
------	-------

### 仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ( )内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 今後、対象となる障害手帳所持者数が増加していくのであれば、対象の範囲等について実態調査の結果等を元に見直しを行う。  
(5)  
見直し年度:平成24年度
- (2) タクシー券の使用目的を把握するため、実態調査を行い、結果の分析をし、効果的な使用方法を研究する。(6)  
見直し年度:平成23年度
- (3) 同じ金額で動ける範囲がタクシー券利用時とガソリン券利用時とは、大きく異なるため、共通利用券のような形にしてしまうと公平・公正さを欠いたものになる。(1)
- (4) 本事業は、所得制限がある等他の重度障害者に対する本市の移動支援事業とは対象者が一致しているとは言えず、また、支援の手段もそれぞれ異なり、これらの統合は、困難である。(2)
- (5) 障害の種類や程度は、多種多様である。3障害(身体・知的・精神)を対象とし、外出を促す方法をトータルとして考慮したのが本事業である。(3)
- (6) タクシーは福祉有償運送と比べると利用者を限定せず予約なしで利用でき、また家の前から目的地まで輸送してくれることがバスや電車と異なる。これらを一元化することは、サービスの質の低下、更には民業圧迫のおそれもあるため現時点での一元化は困難ではあるが、今後、次年度に行う予定のアンケート調査や他市の実施状況等も参考にしながら一元化の可能性を研究して行くこととする。(4)